

**【追加受付】令和７・８年度
小規模修繕等参加資格審査申請書の提出について**

1. 対象となる契約

内容が軽易で、履行の確保が容易であると認められる、金額が５０万円未満のもの

2. 申請対象者

越前町内に本社・本店を有する法人又は住所を有する個人

3. 資格審査申請の要件

建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わないものとします。

次の事項に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (２) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項などにより、競争入札への参加を排除されていないこと。
- (３) 申請時に納期限の到来している地方税を滞納していないこと。
- (４) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること。
- (５) 越前町暴力団体排除条例（平成２３年越前町条例第２４号）第２条第１号及び第２号並びに第６条の規定のいずれにも該当しない者であること。

4 受付期間

受付期間	資格適用
令和７年 ５月１日～ ５月３１日	令和７年 ８月１日
令和７年 ８月１日～ ８月３１日	令和７年１１月１日
令和７年１１月１日～１１月３０日	令和８年 ２月１日
令和８年 ２月１日～ ２月２８日	令和８年 ５月１日
令和８年 ５月１日～ ５月３１日	令和８年 ８月１日
令和８年 ８月１日～ ８月３１日	令和８年１１月１日
令和８年１１月１日～１１月３０日	令和９年 ２月１日

5 申請の方法または提出場所

申請書（業者カード）に必要事項を記入し、添付が求められているその他の書類と共にＡ４版フラットファイルに綴じ込み、持参または郵送してください。

提出先 (問合先)	〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中１３－５－１ 越前町役場 監理課 TEL 0778-34-8719 (直通) メールアドレス kanri@town.echizen.ig.jp
--------------	---

6 申請書類 越前町ホームページからダウンロードできます。

7 有効期間 令和７年５月１日から令和９年４月３０日まで

有効期間内に申請事項の変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

8 その他

申請書受付票の交付はしません

- 受付票が必要な方は、申請者により作成した受付票を持参してください。
(郵送の場合は、110円切手を貼付し返信先宛名を記載した『返信用封筒』を同封してください。
返信用封筒が無い場合は、決定通知書と併せて返信します。)
- 不足書類があった場合や申請書に不備があった場合は、速やかに再提出をお願いします。
- 営業種目によっては、有効期間中に全く入札等が無いこともあります。

申請書類種別表

※登記事項証明書・納税証明書は、提出時以前 **3ヶ月以内** に発行されたものに限る。

種別	注意事項
競争入札参加資格審査申請書 (業者カード) *データの拡張子は「.xlsx」	・業者カード（小規模修繕等）のことをいう。 <u>※同データに限り、CD-Rでも提出のこと。</u>
【法人】登記事項証明書 【個人】運転免許証又は健康保険証 (写し可)	【法人】商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）〔法務局〕 【個人】運転免許証等の記号・番号は黒塗りすること
未納のない旨の納税証明書【町税】 (写し可)	・納付義務のある全税目について未納がない旨の納税証明書（完納証明書）または非課税証明書を添付。
登録証明書又は営業証明書の写し	・営業するにあたり許可・認可等を必要とする業種については、その証する証明書またはその写しを提出すること。 (※資格等を必要とする営業の場合に限る。)
返信用封筒（長形3号）	・返信先宛名を記入し、110円切手を貼付。 この返信用封筒は、決定通知書返信用。
A4紙フラットファイル	・色指定なし。 ・表紙と背表紙に「商号又は名称」を明記し、上記書類の記載順に綴ること。 ・クリアファイルに、 CD-R （業者カードのデータを格納したもの）と 返信用封筒 を入れること。

登録できる修繕業種

営業種目表

申請種目には○を記入してください↓

大分類		中分類		取扱商品（業務）例	申請
番号	品目名	番号	品目名		
27	修 繕 業 務	1	大 工	大工	☐
		2	左 官	モルタル、ブロック、れんが、タイル、石積	☐
		3	屋 根 板 金	屋根、板金、雨樋、外壁	☐
		4	電 気	電気配線、電気設備、電気製品	☐
		5	管	ガス設備、上下水道	☐
		6	塗 装	塗装	☐
		7	防 水	アスファルト、モルタル、シーリング	☐
		8	内 装	壁紙、畳、床、カーペット、クロス、間仕切り	☐
		9	造 園	植栽、門、柵、塀、ネット、フェンス、遊具、錠鍵	☐
		10	建 具	建具、サッシ、シャッター、木製家具、襖、硝子、障子、網戸	☐

※舗装、交通安全施設、土木工事については対象外とします。